

議員提出議案第 1 号

西脇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

地方自治法第 112 条及び西脇市議会会議規則第 13 条の規定により  
提出する。

令和元年11月29日

西脇市議会議員 村 井 公 平

〃 村 岡 栄 紀

## 西脇市議会事務局設置条例の一部を改正する条例

西脇市議会事務局設置条例（平成17年西脇市条例第 188号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第3条 <u>事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。</u>	(組織) 第3条 <u>事務局に事務局長を置き、書記その他の職員及び臨時職員を置くことができる。</u>

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。